

諫早市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年2月5日

諫早市監査委員 谷 口 啓

諫早市監査委員 森 口 恭 子

諫早市監査委員 森 和 明

令和6年度随時監査結果報告

- 1 監査の対象 企画財務部 ふるさと納税推進室
- 2 監査の範囲 令和5年度の財務に関する事務の執行状況等
- 3 監査の期間 令和6年10月15日（火）から11月1日（金）まで
- 4 監査の方法
監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。
- 5 監査の結果
財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。

○ 調定事務について改善を求めるもの
【指導事項】
諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、ふるさと応援寄付金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。
については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。